

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3174311号
(U3174311)

(45) 発行日 平成24年3月15日 (2012.3.15)

(24) 登録日 平成24年2月22日 (2012.2.22)

(51) Int. Cl. F 1
G02C 5/20 (2006.01) G02C 5/20
G02C 5/14 (2006.01) G02C 5/14

評価書の請求 未請求 請求項の数 4 書面 (全 7 頁)

(21) 出願番号 実願2011-7529 (U2011-7529)
 (22) 出願日 平成23年12月4日 (2011.12.4)

(73) 実用新案権者 593122169
 浅野 英治
 神奈川県平塚市虹ヶ浜5-28
 (73) 実用新案権者 509343725
 浅野 英人
 神奈川県横浜市中区山下町113-4 ポ
 ートタワーA-901
 (73) 実用新案権者 511310214
 浅野 誠也
 神奈川県平塚市虹ヶ浜5-28
 (72) 考案者 浅野 英治
 神奈川県平塚市虹ヶ浜5-28
 (72) 考案者 浅野 誠也
 神奈川県平塚市虹ヶ浜5-28

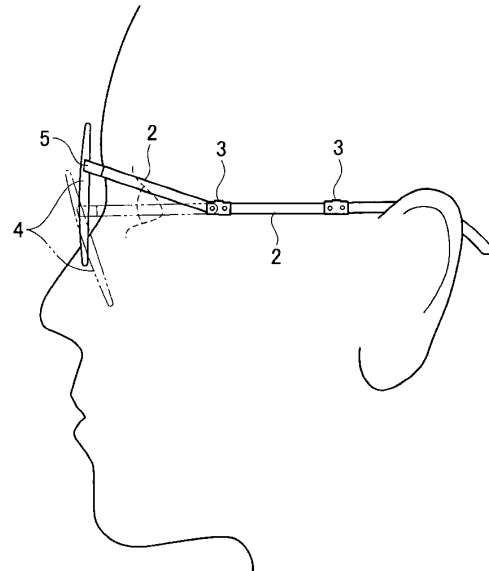
(54) 【考案の名称】 メガネフレーム

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 適正な装着位置(アイポイント)と好適な装着感を得られるメガネの位置調整を使用者自らが容易に行えるメガネフレームを提供する。

【解決手段】 テンプルを上下方向に曲折させ、所定の曲折形態を保持する関節手段をテンプルに設けたメガネフレームである。適正位置が狂ってくるアイポイントを専門的な技術を持った者でなくても使用者本人が随時、容易かつ的確に修正することができ、しかも装着感、フィッティングには悪影響を及ぼさないで、使用者は装着感、フィッティングを良好に維持しながらメガネを適正に使用することができる状態を確保できる。

【選択図】 図3



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

テンプレを上下方向に曲折させ、任意の所定の曲折形態を保持する関節手段をテンプレに設けたメガネフレーム。

【請求項 2】

関節手段を左右のテンプレに各一箇所設けた請求項 1 のメガネフレーム。

【請求項 3】

関節手段を左右のテンプレに各複数箇所設けた請求項 1 のメガネフレーム。

【請求項 4】

関節手段にクリック手段を設けた請求項 1 のメガネフレーム。

10

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案はメガネフレームに関し、より詳しくはメガネフレームのテンプレの改良されたメガネフレームに関する。

【背景技術】**【0002】**

メガネは人にとって体の一部と言われるほど身近なものであり、メガネの構成主体であるフレームは機能的、視覚的などの観点から見て無限と言えるほどの多種類のフレームが提供されてきている。

20

その多種多様さは例示することが困難であり、またその意味がないほどの数に上るものである。

【0003】

それほど多くのメガネフレームが提供されてきているにも拘わらずなおメガネフレームの改良の余地がある。それはメガネは人体（顔）に直接接触させてそこに装着するものであり、かつ特に視覚という人間の基本的な感覚に直接作用し、影響を及ぼすものであるから非常にセンシティブでかつ微妙な要素を必要とすることが大きな原因であると考えられる。

【0004】

メガネは基本的に（2枚の）レンズとそのレンズを支承、保持して目の前側に位置させるように装着するためのフレームとより構成される。

30

フレームは詳細にはさらに一般的にリム、ブリッジ、智、蝶番、テンプレ（モダンを含む）、パッドとより基本的に構成される。この構成はほとんどのメガネフレームにおいて普遍的な構成である。なお、本明細書においては、テンプレとはメガネフレームにおいて智、リム（プロウバー、ナイロール、ハーフリム、ツーポイント、アンダーリムなどあらゆるリム）あるいはレンズに直接取り付けられた蝶番に先端が連結された部材であり耳にかかる後端までをいう。セルは別部材である。

【0005】

フレームはレンズを目の視線に対する最適位置（アイポイントと称する。）に正確に位置させる機能を奏することが第一の役目であり、できるだけ多くの時間、可能であれば常時変わることなくレンズを正しい位置に保持させることが望まれる。

40

同時に上記のように人体に直接装着するものであるので装着感、フィッティングの良好さが強く求められる。

メガネフレームはこれらを同時に充足することが求められる。

【0006】

装飾を目的としたり一時的な着用を目的としたメガネは除いて、通常の視力を矯正するなどの機能を持たせるメガネは的確な技能を持った技術者によってレンズを取り付けたフレームにより使用者の顔面においてレンズがアイポイントを捉えた適正な位置にあってメガネが要求される必要な機能を果たすことができるように顔面に的確な位置で良好な装着感をもって装着されるように調整される。

50

【0007】

しかしそのように適正に調整された最初の時点では的確に位置取りができるように一旦は調整されたメガネであってもメガネを装着した人、あるいはその人の顔は不断に動いているためにメガネ即ちレンズの位置はすぐに適正な位置からずれてしまう。最も多くはレンズ部分が顔面の下方にずり落ちるものである。

このような位置ずれは単焦点レンズのメガネにおいても好ましくないことであるが、遠近両用の多焦点レンズのメガネにおいてはより好ましくないものである。

【0008】

従って、実際の使用においてはメガネの使用者は顔面におけるメガネの位置調整を頻繁に行わなければならない。

しかしその位置調整は専門家による本格的な位置調整ではなく素人である使用者が使用中に間に合わせに行うようなものであるので十分な正確な調整とはいかず、使用者は多くの時間アイポイントのずれた不適切な位置状態でメガネを使用しているものである。

【0009】

不適切な位置状態での使用は十分な視覚が得られないのみならず、特に遠近両用などの多焦点レンズのメガネ使用者にとっては事故に繋がるような危険な事態を招きかねないものである。

顔面に対して位置不動のメガネを装着することは不可能ではないがそのようなメガネは使用者にとっては大きな苦痛と不便さを伴うことが予測され、実際的ではない。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0010】

【特許文献1】特開2000-147437号公報

【特許文献2】特開2009-116026号公報

【特許文献3】特開2005-114974号公報

【特許文献4】実用新案登録第3042567号公報

【0011】

従来 of メガネフレームにおいてはこのような使用中における適正位置の調整と選択を直接、簡単に的確、容易に行えるような構成をとるものはなかった。

上記特許文献1乃至4にはメガネフレームにおいてテンプルに対してのレンズの仰角、俯角を予め調節する装置が開示されているがレンズのメガネフレーム全体における角度調整に止まっており、使用中に使用者によって随時簡単に位置調整が行えさらには調整後のメガネフレームのズレ落ちなどを少なくさせるようにはなっていない。

【0012】

即ち従来 of メガネフレームにおいてはどのようなメガネフレームも上記のような位置調整を行っても単にレンズの角度調整の程度を出るものではなく、メガネフレーム全体の位置調整を行う根本的な調整はできないものであるので位置のずれはすぐに繰り返すことになり位置調整を頻繁に繰り返さざるを得ないことは解消されないし、アイポイントに容易にかつ的確に合わせるまでには及んでいない。

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0013】

本考案はこのような背景に鑑み、メガネに関するスキルを持っていない一般のメガネの使用者であっても、メガネの使用中にメガネのレンズと目の位置関係、いわゆるアイポイントの調整を随時、使用者自身が容易、的確に行えるメガネフレームを提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0014】

本考案はテンプルを上下方向に曲折させ、任意の所定の曲折形態（角度）を保持する調節手段をテンプルに設けたメガネフレームを提供する。

10

20

30

40

50

関節手段は少なくとも一箇所設ける。

関節手段の箇所の数、関節手段を設ける箇所については特に制限はない。モダンが非常に長い即ち蝶番寄りに長く延在しているテンブルにおいてはモダン内の箇所に設ける場合もありえるが、そのような場合には長いモダンの機能との相関関係により適宜選択する問題である。

【0015】

関節手段は複数箇所に設けてもよく、その場合には一箇所の関節手段をモダンに近接した箇所に設けるとより好適な調整が可能になる。

関節手段の数、関節手段を設ける場所は左右のテンブルにおいて同じ数、同じ箇所（対照的な箇所）であることが好ましく一般的であると言える。しかし関節手段の多寡に拘わらず左右のテンブルにおいて違えてもよいことは勿論である。ただし関節手段の数および場所を違える場合には使用者の特性に合わせて変えることになり、オーダーメイド的になるので一般的ではないけれどもそのような場合であっても本考案の範疇内のものであることに変わりはない。

【0016】

関節手段は常套のどのような手段であってもよい。

しかしいずれの手段であってもテンブルを曲折させた場合にその曲折させた状態が保持されるような程度に固定的にかつ回転可能につながあわされていることが必要である。そのための手段はたとえばカシメなど常套のどのような手段であってもよい。

関節手段はたとえば関節手段は簡単には関節手段を設ける箇所においてテンブルを分断した形としてその先端同士を一部分重ね合わせて重ね合わさったところを鋸などによりカシメ止めしてもよい。その場合重ね合わせる部分の厚みを薄くしてその部分を重ね合わせる形とすることが好ましい。

【0017】

また、関節手段はテンブルを分断しその分断部分の両先端を一定間隔あけて対向させて別部材のブリッジ片にそれぞれ枢着したものとすることができる。

その場合のブリッジ片は単葉の板状体でもよいし、一枚の板状体を断面がコの字型に折り曲げたもので両側から挟みつけた形としてそれぞれの先端部分を枢着してもよい。

テンブルの対向する分断箇所をあける間隔は広いほどテンブルは大きな角度に曲折させることができる。

【0018】

また両分断対向箇所の上下コーナー部を切り欠くことによりテンブルの曲折角度を大きくすることができる。先端を円弧状に形成することも1手段である。

ブリッジ片を断面コの字型のものでとめる場合には開放状態の下辺もしくは上辺は底に相当する部分を内側に一定長さ切り欠いておくとテンブルの曲折範囲が大きくなる。

関節手段にブリッジ片を用いることは一例であり、同等の常套手段を用いることができる。

関節手段にはクリック手段を設けることが好ましい。クリック手段は多くの態様があるが利用できるものであればどのようなものでもよい。

【0019】

カシメ止めなどによる場合にはテンブルの曲折角度は無段階的に曲折させることができるが関節手段にクリック手段を設けた場合にはテンブルの曲折は段階的に行える。

どちらの場合であっても特定する必要はない。

本考案によるメガネフレームのテンブルは上下方向に一平面内だけで曲折するものである。

本考案のテンブルは顔に対して上下方向だけではなく左右前後方向に即ち三次元的に容易に曲折、変形させるものではない。

【0020】

テンブルの曲折の程度、曲折の箇所などは使用時において使用者がそのとき自分に最もあった状態を得るように使用者が自由に選択し実行すればよい。

10

20

30

40

50

本考案のメガネフレームであってもテンブルをまったく曲折させずに一般のメガネと同じように使用してよいし、曲折させる関節手段も左右のテンブルにおいて必ずしも同じ箇所を同じ程度に曲折させる必要はない。

たとえばテンブルに一箇所ずつ関節手段を設けたメガネフレームであっても左右どちらかの関節手段のみを曲折させることがあってもよいし左右の関節手段の曲折の程度を違えて曲折させてもよいものである。

【0021】

テンブルを曲折させることによってメガネの奥行き、即ちレンズ（あるいはパッド）とモダンの距離が短くなり過ぎてメガネの装着が好適に行えなくなる場合もありえる。その場合の問題の解消のためには従来公知のテンブルの長さ調節手段を併設させてもよい。

本考案のメガネフレームは視力の矯正のためのメガネ特に遠近両用メガネなどの多焦点レンズのためのメガネフレームに用いることが最も好適な効果をあげることができるものであるが、視力の矯正のため以外の装飾的用途のたとえばサングラスなどにも好適に適用されるものである。サングラスにおいては色の濃淡を変化させるレンズのサングラスなどには最も効果的に適用できる。

【考案の効果】

【0022】

本考案のメガネフレームによれば、使用中の位置ずれ、これはメガネの継続した使用によってメガネフレームに緩みが生じているような場合には特に頻繁に起こる、などにより適正位置が狂ってくるアイポイントを専門的な技術を持った者でなくても使用者本人が随時、容易かつ的確に修正することができ、しかも装着感、フィッティングには悪影響を及ぼさないので、使用者は装着感、フィッティングを良好に維持しながらメガネを適正に使用することができる状態を確保できる。

【0023】

しかも本考案のメガネフレームでは関節手段により位置調整を行った後、直ぐに再びメガネフレームの位置ずれが起こることがなく長く安定的に位置が保持できるのでこれまでのメガネフレームのように頻繁に位置調整を行う必要がなくなる。

また、本考案のメガネフレームは遠近両用などのいわゆる多焦点レンズのためのメガネフレームや色の濃淡を変化させるレンズのサングラスなどにおいて特に勝れた効果を奏するものである。

【図面の簡単な説明】

【0024】

【図1】 本考案のメガネフレームの斜視図である。

【図2】 本考案のメガネフレームの関節手段を示す説明的斜視図である。

【図3】 本考案のメガネフレームの使用状態を示す図である。

【考案を実施するための形態】

【実施例1】

【0025】

図1は本考案のメガネフレームの斜視図である。

図示のメガネフレームは関節手段を左右の各テンブルに2ヶ所設けたものである。

図において1はメガネフレーム、2はテンブル、3は関節手段、4はレンズ、5は智、6は蝶番、8はノーズパッドである。

この実施例においては片方のテンブル2の2ヶ所に関節手段3が設けてある。両側のテンブル2には同じ箇所に関節手段3が設けてあり、2本のテンブルは対照的な形状に形成してある。

【0026】

この実施例においてはテンブル2は関節手段3のところで上下方向に広範囲に曲折させることができるように、下記のように関節手段3が設けてある。

この実施例の関節手段3は図2に詳細に示す。

分断したテンブル2の両先端は凸状円弧形に形成してあり、両先端をわずかに間隔をお

10

20

30

40

50

いて対向させてその先端部分をブリッジ片 1 1 に枢軸 1 2 を介して夫々枢着してある。

ブリッジ片 1 1 は薄板を薄く二層状に断面コの字形に折り曲げたものである。

ブリッジ片 1 1 の両辺 1 3 および下辺 1 4 は開放されている。

【 0 0 2 7 】

上辺 1 5 は中央部分のみ繋がっていて両端部分は切り欠いて開放状態にしてある。

枢着されているテンブル 2 はブリッジ片 1 1 によって堅固にしかし回転可能に連結されており、さらにこの上辺の開放部分と下辺の開放によって上下方向にのみ大きな範囲（角度）で回転可能になり、テンブル全体での大きな曲折が可能となっている。

ブリッジ片はたとえば金属製であってもプラスチック製であってもよいが、大きな荷重がかかることになるのでそれに耐えるだけの相当程度の強度を持つ素材であることが必要である。

10

【 0 0 2 8 】

図 3 は実施例 1 のメガネフレームを使用中にメガネのレンズ側が下方にズレ落ちた時にテンブルに設けた関節手段 3 のうち前側（レンズに近い方）の関節手段 3 を利用してその関節手段 3 から前のテンブルを上方に曲折させて持ち上げレンズを上方に位置調整した使用状態を説明的に示すものである。両側のテンブルは同じ状態に曲折した。位置調整の前のズレ落ちた状態でのテンブルを破線で示してある。

このように位置調整した後はメガネフレームが直ぐに下方にズレ落ちることが少なくなり位置調整の必要が少なくなって使用者の不便が解消された。

20

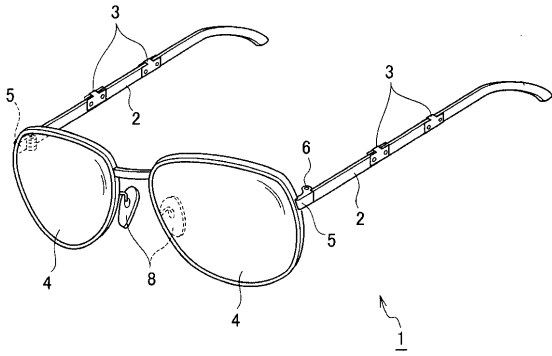
【 符号の説明 】

【 0 0 2 9 】

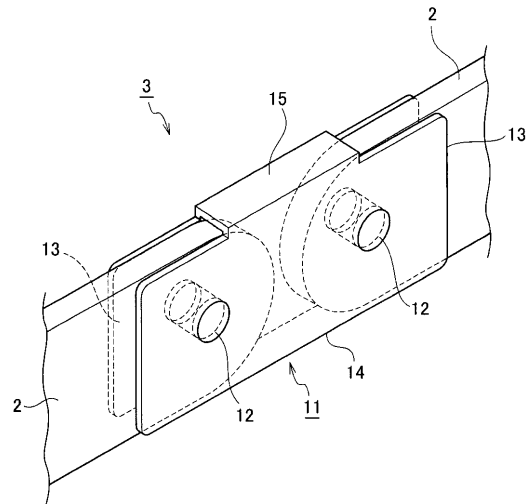
- 1 メガネフレーム
- 2 テンブル
- 3 関節手段
- 4 レンズ
- 5 智
- 6 蝶番
- 8 ノーズパッド
- 1 1 ブリッジ片
- 1 2 枢軸
- 1 3 ブリッジ片側辺
- 1 4 ブリッジ片下辺
- 1 5 ブリッジ片上辺

30

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

